

○安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成要綱

平成20年4月1日要綱第13号

改正

平成24年4月1日要綱第79号

平成26年4月1日要綱第60号

安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の商業地域又は近隣商業地域内に存する民間の事業用建築物について耐震事業を行う当該建築物の所有者に対し、当該耐震事業に要する費用の一部を助成することにより、商業活性化の基盤となる地区の耐震安全性の向上を図り、もって安全でにぎわいのあるまちづくりを促進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針となるべき事項に基づき、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (2) 補強設計 耐震診断の結果に基づいて実施する当該建築物の耐震改修の設計をいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する建築物の安全性の向上を目的として、補強設計に基づいて実施する当該建築物の補強工事をいう。
- (4) 建替え 現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の敷地に新たに建築物を建築することをいう。
- (5) 耐震事業 この要綱に定めるところによって行われる耐震診断、補強設計、耐震改修又は建替えをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築士法（昭和25年法律第202号）及び耐震改修促進法で使用する用語の例による。

(助成対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物は、武蔵野市の区域内に存する民間の建築物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 商業地域又は近隣商業地域内にあるもの（当該建築物の敷地が当該用途地域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が当該用途地域に属するものに限る。）

(3) 住宅以外の用途に供するもの（建替えの場合は、当該建替え後も住宅以外の用途に供するものに限る。）。この場合において、一の建築物を複数の用途に供しているものにあつては、当該建築物の延べ面積の過半が住宅以外の用途に供しているものに限る。

(4) 延べ面積が3,000平方メートル未満であるもの（建替えの場合は、当該建替え後の延べ面積も3,000平方メートル未満であるものに限る。)

(5) 次に掲げる耐震事業について、それぞれ次に定める建築物に該当するもの

ア 補強設計 この要綱の規定の適用を受けて行った耐震診断の結果、木造建築物については構造耐震指標 I_w 値又は耐震性能総合評点の値が1.0未満であり、かつ、当該補強設計に基づいて耐震改修をしたとすれば当該値が1.0以上になるものとし、木造建築物以外の建築物については構造耐震指標 I_s 値が0.6未満であり、かつ、当該補強設計に基づいて耐震改修をしたとすれば当該値が0.6以上となるものとする。この場合において、耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物及び市長が特に必要と認める建築物については、耐震改修評定又は耐震改修計画評定を取得しているもの（以下「耐震改修評定等取得建築物」という。）、当該補強設計の対象となる建築物で建築基準法及び関係法令の規定に重大な不適合があるものについては、その是正をする設計と同時に行うものに限る。

イ 耐震改修 この要綱の規定の適用を受けて行った補強設計に基づいて耐震改修をするもので、建築基準法及び耐震改修促進法の規定に適合するものとする。この場合において、当該耐震改修の対象となる建築物で、建築基準法及び関係法令の規定に重大な不適合があるものについては、その是正をする改修と同時に行うものに限る。

ウ 建替え 木造建築物については建替え後の建築物が耐火建築物又は準耐火建築物となるものとし、木造建築物以外の建築物についてはこの要綱の規定の適用を受けて行った耐震診断の結果、構造耐震指標 I_s 値が0.6未満であり、かつ、建替え後の建築物が耐火建築物又は準耐火建築物となるものとする。

(6) 対象費用について他の補助金等の交付の対象を受けないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認める民間の建築物を助成の対象とすることができる。

(助成の対象者)

第4条 助成を受けることができる者は、前条に規定する助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）を所有する者とする。ただし、2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」とい

う。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する助成対象建築物にあっては区分所有法第3条に規定する団体若しくは区分所有者の集会の決議で決定された代表者又は区分所有法第47条第1項に規定する法人とし、共有に属する助成対象建築物にあってはすべての共有者によって合意された代表者とする。

(助成の内容)

第5条 助成金の額は、耐震事業に要した費用(消費税に係る部分を除く。)の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が、次の各号に掲げる耐震事業について、それぞれ当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震診断 木造建築物にあっては10万円、木造建築物以外の建築物にあっては20万円

(2) 補強設計 木造建築物にあっては10万円、木造建築物以外の建築物にあっては20万円。ただし、耐震改修評定等取得建築物にあっては、100万円

(3) 耐震補強 延べ面積が100平方メートル以内の建築物にあっては20万円、延べ面積が100平方メートルを超える建築物にあっては20万円に100平方メートルを1平方メートル超えるごとに千円を加えた額

(4) 建替え 既存建築物の延べ面積が100平方メートル以内の場合にあっては20万円、既存建築物の延べ面積が100平方メートルを超える場合にあっては20万円に100平方メートルを1平方メートル超えるごとに千円を加えた額

2 助成は、同一の助成対象建築物の各耐震事業に対して、それぞれ1回限りとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

(事前協議)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次条第1項の規定による申請の前に、安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成事前協議票(第1号様式)を市長に提出し、事前に市長と協議を行うものとする。

(助成の申請及び決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震事業を実施する前に、安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成申請書(第2号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該助成金の交付について条件を付することができる。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、

安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成金不交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条第2項の規定による助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、同条第1項の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成変更申請書（第5号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 助成決定者は、前条第1項の規定による申請を取り下げようとするときは、市長に届け出なければならない。

（耐震診断及び補強設計の基準及び実施者）

第9条 耐震診断及び補強設計は、次に掲げる法及び基準に適合するものでなければならない。

- (1) 耐震改修促進法
- (2) 耐震診断基準（一般財団法人日本建築防災協会発行）
- (3) 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）

2 耐震診断及び補強設計は、次の各号に掲げるいずれかの者が行うものでなければならない。

- (1) 一般社団法人東京都建築士事務所協会に耐震診断を行う事務所として認められる者
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会に耐震診断を行う事務所として認められる者
- (3) 建築士法第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）で市長が認めるもの

（工事監理）

第10条 耐震改修は、次の各号のいずれにも該当する者による工事監理を受けなければならない。

- (1) 建築士
- (2) 耐震改修に関する専門的な知識及び十分な経験を有する者
- (3) 耐震改修の施工者に属さない者

（完了報告）

第11条 助成決定者は、助成の対象となる耐震事業が完了したときは、速やかに安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業完了報告書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。この場合において、耐震改修の場合は、工事監理報告書（第7号様式）を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成金確定通知書（第8号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付の請求等）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成金交付請求書（第9号様式）により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

（2） 助成金を助成の目的以外の用途に使用したとき。

（3） 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（助成金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（助成決定者に対する指導）

第15条 市長は、助成決定者又は工事監理者に対して、助成対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導又は助言をすることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成24年4月1日要綱第79号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

様式（省略）